

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 訓令
○ 福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令
- 告示
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件
○ 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件
- 保安林の指定施業要件を変更する件
○ 保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 土地収用法により事業の認定をした件
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定手続の開始を決定した件
- 公告
○ 行政不服審査法により公示送達する件
○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件
- 正誤
○ 令和二年三月二十七日付け号外第二十二号中

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

訓令

福島県訓令第一号

本庁機関
出先機関
福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年一月十七日
福島県知事 内堀 雅雄

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県会計年度任用職員任用等管理規程（令和二年福島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

- 附則に次の一項を加える。
- 3 当分の間、規則第四条第二項に規定する経験年数等を有する会計年度任用職員の号給のうち会計年度任用技術職員に係るものは、第十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、給与条例適用職員の初任給計算の例により算出される号給（その号給の給料月額が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる号給の給料月額を超える場合は、当該各号に掲げる号給の給料月額に相当する号給）とするものとする。
- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第三条第一項第一号の行政職給料表（以下この号において「行政職給料表」という。）が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 行政職給料表一級七十号給の給料月額
- 二 給与条例第三条第一項第四号の研究職給料表（以下この号において「研究職給料表」という。）が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 研究職給料表一級九十五号給の給料月額
- 三 給与条例第三条第一項第五号アの医療職給料表（以下この号において「医療職給料表（一）」という。）が適用される給与条例適用職員と類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 医療職給料表（一）一級六十五号給の給料月額
- 四 給与条例第三条第一項第五号イの医療職給料表（以下「医療職給料表（二）」という。）が適用される給与条例適用職員であつてその属する職務の級が一級であるものと類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 医療職給料表（二）一級五十八号給の給料月額
- 五 医療職給料表（二）が適用される給与条例適用職員であつてその属する職務の級が二級であるものと類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 医療職給料表（二）一級四十六号給の給料月額
- 六 給与条例第三条第一項第五号ウの医療職給料表（以下「医療職給料表（三）」という。）が適用される給与条例適用職員であつてその属する職務の級が一級であるものと類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 医療職給料表（三）一級五十四号

給の給料月額
七 医療職給料表(三)が適用される給与条例適用職員であつてその属する職務の級が二級であるものと類似する職務に従事する会計年度任用技術職員 医療職給料表(三)二級五十四号給の給料月額

附 則

この訓令は、令和七年一月十七日から施行する。

(人事課)

告 示

福島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年一月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社西部開発
代表取締役 丹治 一郎
(変更後) 株式会社西部開発
代表取締役 丹治 洋
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(小売業を行う者の住所の変更 二件、小売業を行う者の代表者の変更 二件、小売業を行う者の出店 三件、小売業を行う者の退店 十二件)
- 三 届出年月日
令和七年一月六日
- 四 届出をした者
株式会社西部開発

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)喜久田ファッションモール 福島県郡山市東原三丁目百八十四番
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
1 駐車場の位置及び構造等
周辺市道からの出入口において改良工事を行う場合は、道路法第二十四条の道路工事施行承認申請を行うこと。
2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。
3 騒音の発生に係る事項
(一) 原動機の定格出力が七・五キロワット以上の送風機又は冷凍機を設置する場合、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき事前の届出が必要である。
(二) 営業時間内においても駐車場の利用者に対してアイドリングストップを周知し、騒音に係る周辺住環境への影響の低減に努める必要がある。
- 4 廃棄物に係る事項
(一) 廃棄物等の処理
工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。
(二) その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策
郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。
街並みづくり等への配慮等
- 5 敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になる。
(一) 次に挙げる行為のいずれかを行う場合は、郡山市景観づくり条例に基づく大規模行為の届出が必要になる。また、※に該当する場合は、事前協議が必要になる。
ア 面積が三千平方メートル若しくは高さ五メートルかつ長さ十メートルを超える法面が生じるような土地の区画形質の変更。
イ 高さが十三メートルを超える若しくは表示面積が十五平方メートルを超える広告物の設置。
ウ 建築物の高さが十三メートルを超えるまたは建築面積が千平方メートルを超えるもの

6 その他

※ 建築物の高さが三十一メートルを超えるまたは延べ面積が一萬五千平方メートルを超えるもの
※ 広告物の高さが三十一メートルを超えるもの

(一) 店舗敷地は市街化区域内にあり、面積が二千平方メートル以上。店舗敷地について所有権の移転を伴う土地取引を行う場合、国土利用計画法第二十三条第一項の規定により、権利取得者(売買の場合は買主)は、届出書(土地売買等届出書)に必要な書類を添付し、契約を結んだ日から二週間以内に土地の所在する市町村長を経由して県知事あてに届出をする必要がある。

(二) 当該開発に伴い、三千平方メートル以上の土地の形質変更(掘削及び盛土)が発生する場合、工事着手の三十日前までに土壤汚染対策法第四条第一項に基づき届出が必要である。
法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)薬王堂本宮仁井田店 福島県本宮市仁井田字富士内十番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工

課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河十二番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大熊町土地改良区から令和六年十一月十一日付けで申請のあった定款の変更について、令和七年一月八日認可した。
令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄
(農村計画課)

福島県告示第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、四時川沿岸土地改良区が四時川沿岸地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年十二月二十七日認可した。
令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄
(農村計画課)

福島県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字川石田四
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字一金坪八の一から八の一まで、八の一三、八の一七
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字二金坪二四の一、二五の四、二五の一三、二七の一、二七の二
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字六金坪一九の一、二〇の二、二〇の三、二二
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定を解除した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 吉田哲三 中野アイシ 佐藤恒雄 佐藤マサエ 佐藤明 佐藤辰雄 佐藤庄右工門
 - 吉田清美 三瓶日支秋 長谷部マサ子 長谷部正之 長谷部保信 長谷部正一郎
 - 長谷部享 三瓶孝正 長谷部一三 長谷部艶男 長谷部勝美 三瓶光義 長谷部悟
 - 長谷部フサエ 佐藤リツコ 佐藤豊子 長谷部エツ
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定を解除したこと。
 - 2 解除に係る保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する件（令和六年福島県告示第六百六十四号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 株式会社ラポールボックス 泰陽寺 関ハルノ 古張ハル子 古張西五郎 石井熊太郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第六百六十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 田巻ウメノ 田巻ヲワ子 田巻才次郎 田巻裕 小林信義 五十嵐光雄 五十嵐盛光 鈴木貞一 五十嵐豊 天野一好 天野一好 天野一弘 天野栄八 天野栄八 天野喜一 天野喜一 天野憲司 天野孝雄 天野栄八 佐藤亀太郎 佐藤源一 佐藤勝衛 佐藤庄作 佐藤泰治 佐藤豊治 山内為太郎 山内柳次 天野磯太郎 木ノ戸清次郎
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第千二百六十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 起業者の名称
南相馬市
- 二 事業の種類
原町第二中学校テニスコート、バスケットコート及び駐車場整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
収用の部分 南相馬市原町区桜井町一丁目地内

四 使用の部分 なし
事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

原町第二中学校テニスコート、バスケットコート及び駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十一号に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校の施設を整備する事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、令和六年第一回南相馬市議会定例会において、本件事業及びそれに必要な予算について議決し、本件事業に必要な予算措置を講じたことから、事業遂行の意思と能力がある者と認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

南相馬市では、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、市内の小中学校の児童・生徒数は、震災前の平成二十二年においては六千十三人であったのに対し、令和六年現在、三千二百二十五人と約半数まで大きく減少している。

そこで、令和二年三月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、未来を担う子どもたちが夢や希望を持って生活していくことや、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるとする環境のさらなる充実を重要な課題として取り上げた。

これらの課題に対応するため、「公私連携幼保連携型認定こども園」（以下「こども園」という。）の建設を進めるとともに、隣接地に原町区子育て支援センターを移転・新築し、「地域子育て支援拠点施設」（以下「拠点施設」という。）を整備することとしており、この事業予定地は、現在の原町第二中学校のテニスコート敷地である。

当該テニスコートは、主にソフトテニス部の活動で使用されているが、拠点施設の整備が着工されると、近隣には部活動のために使用できるテニスコートがなく、生徒が部活動を継続して行うことができる環境を維持するためには、代替のテニスコートの整備が必要である。

また、こども園の建設を進めている敷地は、多目的運動スペースとして、バスケットボール部やバドミントン部等が体育館を使用できない日や、雨天後等で野球部やサッカー部がグラウンドを利用できない場合に運動する場所として使用していたほか、教職員の駐車スペースとしても利用していたが、同様に代替可能な場所がなく、生徒が部活動を継続して行うことができる環境の維持と併せて、教職員の通勤環境の維持のため、代替施設の整備が必要である。

さらに、原町第二中学校体育館は災害時の指定一般避難所に指定されており、収容可能人数に対して体育館周辺には駐車スペースが少ないことから、多目的運動スペースを活用してきたが、現状では駐車可能台数が不足しており、災害発生時に体育館周辺に駐車できない避難者が発生し、長距離の徒歩移動が予測されるほか、やむを得ずグラウンドに駐車した場合には、教職員が整地作業を行うこととなり、多大な負担が発生することが課題となっている。

本件事業は、起業者がこども園及び拠点施設の整備により失われるテニスコート、駐車場としても利用されてきた多目的運動スペースの代替となる施設を体育館の近隣に一体的に整備するもので、生徒の継続的な部活動機会の確保に加え、教職員の通勤環境の維持、避難所として体育館を利用する避難者の利便性の向上が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）の対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境に十分配慮した上で事業を施行することとしている。

本件事業の起業地及び周辺地域における希少野生動植物について、起業者が令和六年十月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、ふくしまレッドリストに掲載されている種に関する該当情報は無いとの回答を得た。

ただし、野生動物は移動し、生息地を変える種類もいることから、工事実施の際には重機等による振動、騒音に配慮することとの意見があったことから、起業者は、十分に配慮し工事を施工することとしている。

また、本件事業起業地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和六年十月に南相馬市教育委員会に確認したところ、起業地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないとの回答を得ている。

(三) 事業計画の合理性

本件事業起業地の面積は、事業を施行するために必要かつ最小限の土地であると認められる。

また、本件事業における起業地の選定は、事業費が低廉であり、経済的合理性が図られること、原町第二中学校の近辺に位置し、利用者の利便性・安全性を確保できることに留意し、二箇所の候補地を選定し、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されており、その選定は適切なものと認められる。

(四) 事業計画の合理性を考慮すると、本件事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に

量すること、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に

4 寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性
南相馬市では、子育て環境の充実を急務として、こども園の建設を既に進めており、拠点施設についても令和七年度の着工が予定されていることから、生徒の部活動の環境や教職員の通勤環境を維持するため、施設を早期に整備する必要がある。

また、体育館は、指定一般避難所に指定されているものの、収容可能人数に対して駐車スペースが少なく、災害時に避難所として求められる機能を十分に発揮できない状況にあることから、早期に駐車場を整備する必要がある。

さらに、原町第二中学校の教職員や生徒の保護者からも、これらの施設の早期整備の要望が寄せられている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本件事業起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別の収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

南相馬市教育委員会教育総務課

(土木総務課用地室)

福島県告示第三十三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十条第一項の規定により、特定所有者不明土地の収用について令和六年十二月二十五日次のとおり裁定手続の開始を決定した。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 裁定手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

地	地積（平方メートル）	収用しようとする土地の面
---	------------	--------------

四 土地所有者の氏名、住所、持分等

不明。ただし、登記名義人 持分二分の一（七）横山龍吉の次に掲げる法定相続人の全部又は一部の者

土地の所在	地番	登記記録	現況	登記記録	実測	積（平方メートル）
福島県福島市平石字西久保	一一三番	墓地	原野	五八	五八・八四	五八・八四
氏名	住所					
横山 龍勇	不明（国籍 アメリカ合衆国）					
横山 ヒサ子	不明					
横山 マサ子	不明					
渡邊 あい子	埼玉県比企郡嵐山町大字川島一八八二番地三三					
横山 ともえ	福島県福島市南向台一丁目二番地の九					
横山 智一	福島県福島市南向台一丁目二番地の九					
横山 和也	埼玉県坂戸市花影町二五番地二九 ポエラバ ドゥー一〇二号室					
横山 千尋	福島県福島市南向台一丁目二番地の九					
横山 静子	福島県福島市清明町二番二〇号 ネオハイツ清明町老番館四〇五号					
曹 勝芬	不明（国籍 中華人民共和国）					
齋藤 陽子	福島県福島市平石字西久保四八番地					
渡辺 和善	福島県郡山市町東三丁目五五番地					

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

渡辺 百合子	福島県福島市仲間町六番二二号 コーポラス美保四〇四
渡辺 善昭	福島県福島市南沢又字清水端一一一番地 プラムハウス一〇二一
横山 京子	QNB17113, Taguatinga, DF, Federative Republic of Brazil, SOUTH AMERICA
野原 フミ子	埼玉県さいたま市緑区大字大間木一六四三番地一 エクランシア浦和大間木

氏名	住所	権利の種類	受付年月日・受付番号
横山 正美	福島県福島市平石字西久保八四番地一	始期付横山龍吉持分全部移転仮登記	昭和三四年四月一六日 受付番号三七六一号
渡邊 美智子	福島県福島市大森字経塚五番地の一七		

表に掲げた者は、仮登記権利者持分二分の一（七）横山正雄の法定相続人である。（土木総務課用地室）

公 告

公告第四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項ただし書及び第三項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和七年一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 送達を受けるべき者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ムサシ合同会社 代表社員 伊藤 和博

福島県郡山市富久山町福原字福原四十番地一

二 公示事項

令和三年八月二日付けで一に掲げる者（以下「審査請求人」という。）が提起した

審査請求に対し、令和六年十二月十二日付けで裁決をした。当該裁決に係る裁決書の謄本は、審査請求人に送付することができないため、審査庁（福島県総務部税務課）において保管し、いつでも審査請求人に交付するので、出頭の上これを受領されたい。
 （税 務 課）

公告第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和七年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和七年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画特別用途地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和七年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 （都市計画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和二年三月二十七日付け号外第二十二号中

一	下	二〇	博物館	美術館
---	---	----	-----	-----